

取引適正化・料金透明化に関する取組宣言

経済産業省が公布した液化石油ガス法の改正省令を遵守し、「信頼されるエネルギー」となるべく、以下のことに取り組むことを宣言いたします。

①過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与を行いません。
- ・ L P ガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約の締結等を行いません。

②三部料金制の徹底

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、L P ガス料金の透明化に努めます。
- ・ L P ガスと関係のない設備費用をL P ガス料金に計上しません。

③L P ガス料金等の情報提供

- ・ 不動産オーナー、不動産管理会社等を通じ入居希望者へ事前にL P ガス料金の提示を行います。
- ・ 入居希望者から直接連絡があった場合は、L P ガス料金等の情報を提供いたします。

令和8年4月1日

会社名 協業組合角田市ガスセンター

代表 馬場 敏郎